

エクシブバージョンSUN 施設相互利用契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(利用制限)</p> <p>第 16 条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7)本契約約款第 4 条に定める資格がないことが、契約日以降に判明したとき、または契約日以降に本契約約款第 4 条に定める資格を欠くことになったとき</p> <p>(8)刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴されたとき、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき</p> <p>(9)暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者であるとき、またはあったとき</p> <p>(10)暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者を利用者として紹介したとき</p> <p>(11)甲または施設利用者が、施設利用に関して、粗野または乱暴な行為や言葉づかい、その他乙を含む他人に迷惑を及ぼす行為等を行ったとき</p> <p><b><u>(12)甲または施設利用者が、乙に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき</u></b></p> <p><b><u>(13)</u></b> その他資格停止、資格喪失の処分を相当とする行為があったとき</p> <p>2 前項の資格停止ないし資格喪失の処分があった場合、乙は、本契約を解除することができる。前項<b>第 7 号</b>ないし<b>第 12 号</b>による処分の場合、乙は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(利用制限)</p> <p>第 16 条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7)本契約約款第 4 条に定める資格がないことが、契約日以降に判明したとき、または契約日以降に本契約約款第 4 条に定める資格を欠くことになったとき</p> <p>(8)刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴されたとき、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき</p> <p>(9)暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者であるとき、またはあったとき</p> <p>(10)暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者を利用者として紹介したとき</p> <p>(11)甲または施設利用者が、施設利用に関して、粗野または乱暴な行為や言葉づかい、その他乙を含む他人に迷惑を及ぼす行為等を行ったとき</p> <p>(新設)</p> <p><b><u>(12)</u></b> その他資格停止、資格喪失の処分を相当とする行為があったとき</p> <p>2 前項の資格停止ないし資格喪失の処分があった場合、乙は、本契約を解除することができる。前項<b>第 9 号</b>ないし<b>第 11 号</b>による処分の場合、乙は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p>